

資 料 編

仙北市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として仙北市地域自立支援協議会（以下この要綱において「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の機能を有する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) その他市長が認める事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 地域福祉関係者
- (9) 関係行政機関職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(運営委員会)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

2 委員会は、委員15人以内をもって組織し、第4条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は委嘱の日から2年間とする。

4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(サブ協議会)

第5条 協議会は、運営委員会の分野別にサブ協議会を置くことができる。

2 サブ協議会は、協議事項の内容に応じて構成員の一部でもって開催することができる。

(委任)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第4条第7項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第3号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

仙北市地域自立支援協議会運営委員会委員名簿

平成23年4月現在

団体・施設名等	氏 名	備 考
秋田ふくしハートネット理事長	久 米 力	会長
仙北市民生児童委員協議会会長	伊 東 弘 榮	副会長
仙北市身体障害者協会会長	佐々木 良 一	
仙北市視覚障害者協会会長	武 田 利 美	
秋田県手をつなぐ育成会理事	田 口 ひとみ	社会参加部会長
神代日本赤十字奉仕団委員長	佐 藤 リ ヨ	
大曲公共職業安定所角館出張所長	茂 木 伸 宏	
大曲養護学校進路指導主事	加 藤 俊 和	
市立角館病院社会福祉士	茂 木 世輝子	
仙北市社会福祉協議会総務管理課係長	細 川 義 彦	地域づくり部会長
生保内保育園副園長	藤 原 春 美	
仙北市包括支援センター所長補佐	浅 利 和 磨	
仙北市障害者相談支援事業所	柴 田 由 子	生活支援部会長

仙北市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、仙北市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、仙北市地域自立支援協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定するサブ委員会として地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たすものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、要綱第3条に規定する構成員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(会長及び任期)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(最初の会議)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

仙北市障がい者計画等策定委員会委員名簿

平成23年9月1日

団体・施設名等	氏名	備考
秋田ふくしハートネット理事長	久米 力	会長
仙北市民生児童委員協議会会長	伊東 弘 榮	副会長
仙北市身体障害者協会会長	佐々木 良 一	
仙北市視覚障害者協会会長	武田 利 美	
秋田県手をつなぐ育成会理事	田口 ひとみ	
神代日本赤十字奉仕団委員長	佐藤 リ ヨ	
大曲公共職業安定所角館出張所長	茂木 伸 宏	
大曲養護学校進路指導主事	加藤 俊 和	
市立角館病院社会福祉士	茂木 世輝子	
仙北市社会福祉協議会総務管理課係長	細川 義 彦	
生保内保育園副園長	藤原 春 美	
仙北市包括支援センター所長補佐	浅利 和 磨	
仙北市障害者相談支援事業所	柴田 由 子	

用語説明

■A D H D : Attention Deficit / Hyperactivity Disorder (注意欠陥/多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■ALS : Amyotrophic Lateral Sclerosis (筋萎縮側索硬化症)

脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的にかつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期に手足がやせたり、力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障がい、嚥下障がい、呼吸障がいに及ぶ。介護保険制度における特定疾病の一つ。

■秋田県工賃倍増計画

秋田県では、障がいのある人の社会的・経済的自立を促進するために、重点的に進める施策として、就労の場の確保を掲げるとともに、施策の方向として、障がいのある人が生きがいを持って生活していくため、施設等における作業工賃の倍増を目指すことにしている。計画の目標は、1. 障がいのある人の「もっと働きたい」というニーズの実現のための体制づくりへの支援 2. 工賃引き上げのための授産科目・実施体制の見直しへの支援である。

■空き店舗の活用

地域の創意工夫により、地域経済の活性化、地域の活力を引き出したり、ふれあいの場づくりをめざし、空き店舗の有効活用する取り組み。国土交通省中心市街地活性化事業など。

■L D : Learning Disabilities (学習障害)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

■QOL : Quality of Life (生活の質)

人の生活を物質的な面だけから量的にとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野による援助もこのQOLを高めるという視点が重要視されている。

■ケアホーム(共同生活介護)

障がい者につき、主として夜間において共同生活を営むべき住居で、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な便宜を供与する事業。

■グループホーム(共同生活援助)

障がいのある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。一般社会に溶け込むように生活することが理想とされ、そこで提供されるサービスを在宅サービスに位置付けている。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■職業リハビリテーション

障がい者の就労希望や相談を受け、働くため課題を把握して作業訓練、実習、職業に関する相談、具体的な就職への支援、就労後の相談や働く場所との調整などを行うこと。

■ジョブコーチ

知的障がい者、精神障がい者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がい者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前はもとより、就職後においても個々の障がいの特性をふまえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

■成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人について、契約の締結をかわりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

■地方障がい者施策推進協議会

障がい者福祉に関する事業に従事する者、関係者、また関係行政機関などで構成され、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な相互の連絡調整を要する事項の調査、協議を行っている。障害者基本法 26 条4により市に置くことができる。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■トライアル雇用

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業。

■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持って

いるすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

■相談支援事業

指定を受けた事業所が、障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。

■要約筆記

聴覚障がい者などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者(奉仕員)と呼ぶ。手話通訳の他に最近では、パソコンをプロジェクタに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供するなど方法などがある。

■オストメイト

がんや事故により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部ストマ(人口肛門・人口膀胱)を造設した人をいう。

■ユニバーサルデザイン

老若男女といった差異、障がい・能力等の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

■バリアフリー

障がい者や高齢者が社会生活に参加する上で生活支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または取り除いた状態のこと。

仙北市障がい者計画・障がい福祉計画

平成19年3月 発行

平成21年3月 改正

平成24年3月 改正

発行者

仙北市福祉事務所 社会福祉課

〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47

電話 0187-43-2288

FAX 0187-47-2116

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>